

# 新庁舎建設に関する調査特別委員会（第27回）

日 時：平成28年9月27日（火）

決算審査特別委員会新庁舎建設分科会終了後

場 所：本庁舎6階第1会議室

1 開 会

2 内 容

- ・鳥取市新本庁舎建設の今後のスケジュールについて

3 その他

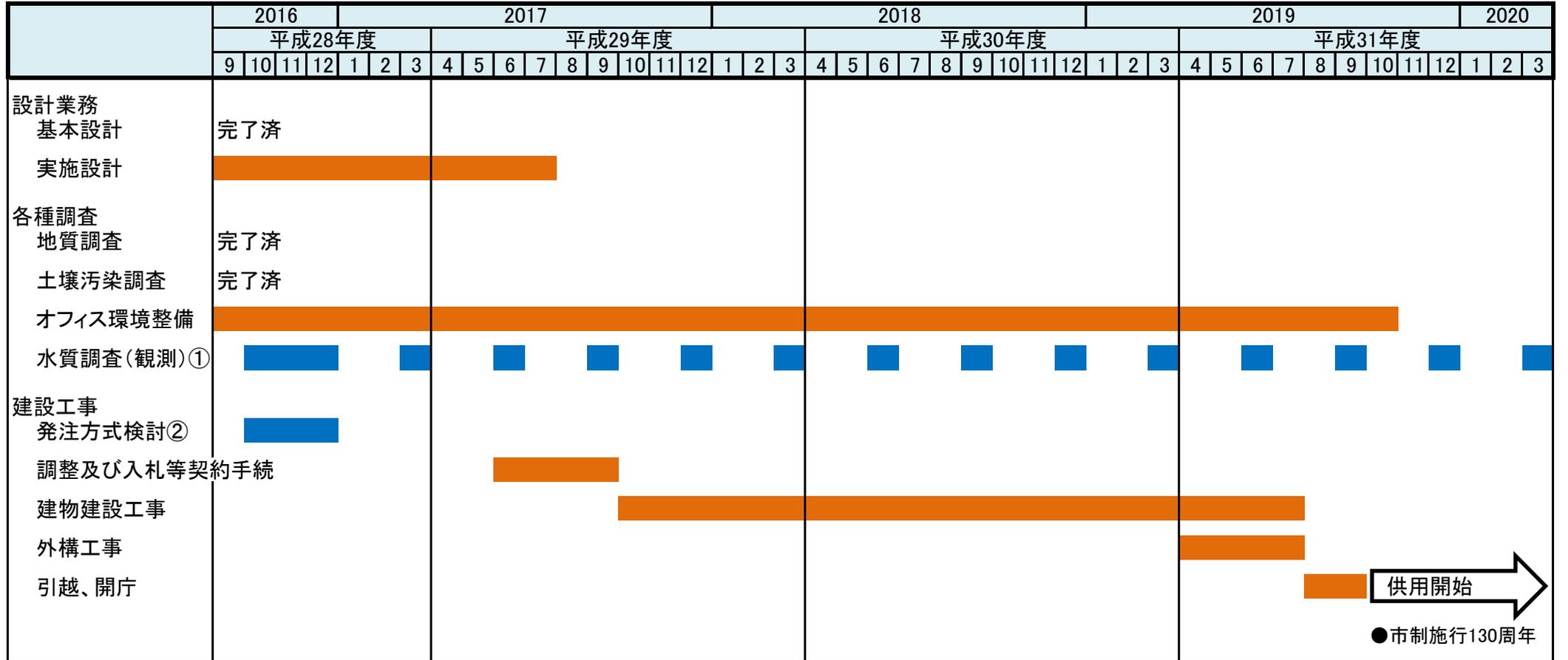
4 閉 会

# 鳥取市新本庁舎建設工事 全体(設計・工事)工程

新庁舎建設に関する調査特別委員会 資料  
平成28年9月27日 総務部庁舎整備局

基本設計で想定した全体工程は以下のとおりです。

平成28年度後期は、基本設計段階における各種検討結果も踏まえ、引き続き、実施設計やオフィス環境整備業務のほか、土壌汚染調査結果を踏まえた水質観測の実施、建設工事発注方式の検討を行います。



## 水質調査(観測)①

目的: 観測井戸を設けて、水質を観測する

期間: 工事着工の約1年前から完成後2年間(観測井戸設置:平成28年10月~11月予定、翌12月から4半期サイクルで実施)

## 発注方式検討②

目的: 発注方式(一括発注、分離発注、分離の場合は区分[棟、工種など])、選定手法について有識者委員会で検討する

期間: 平成28年10月から12月まで(3回程度の委員会を開催)

## 土壌汚染調査の経過

平成 27 年 9 月（27 年当初予算）

新本庁舎予定地は病院跡地であるため、土壌汚染対策法が定める有害物質（25 物質）のうち、農薬系のものを除いた 21 物質を対象としたブロック（30m 区画）ごとの調査を実施

↓

平成 28 年 2 月（12 月補正予算）

「砒素及びその化合物」の土壌溶出量基準を超過したブロック（30m 区画）を、汚染の範囲を確定するために単位区画（10m 区画）ごとの調査を実施

↓

平成 28 年 3 月

調査報告書を受領

↓

平成 28 年 6 月

鳥取市新本庁舎建設土壌汚染深度調査業務のための補正予算を計上

汚染が確定した単位区画のうち、建物の基礎工事等で掘削することが見込まれる 10 区画程度について、深さ方向の汚染の範囲を確定するための調査費を補正し、2 か所の調査に着手

↓

平成 28 年 8 月末

鳥取市新本庁舎建設基本設計が完成

基本設計の完成により建物の基礎工事等で、すでに砒素汚染が確認されている部分を 1 m を超えて掘削する区画は庁舎棟の基礎工事だけであることが、おおむね確定

↓

平成 28 年 9 月

先行して実施した庁舎棟基礎部分 2 か所の土壌汚染深度調査が完了

旧病院で使用が確認された特定有害物質は検出されなかったものの、21 ブロック（30m 区画）のうち、14 ブロックで「砒素及びその化合物」が土壌溶出量基準\*<sup>1</sup>を超過  
溶出量は 0.011～0.037mg/L  
（基準 0.01mg/L 以下）  
土壌含有量基準\*<sup>2</sup>は基準値以下  
（基準 150mg/kg 以下）

14 ブロック中の 83 単位区画（10m 区画）のうち、33 単位区画で土壌溶出量基準を超過  
溶出量は 0.011～0.039mg/L  
（基準 0.01mg/L 以下）

\* 1 土壌溶出量基準とは、70 年間、1 日 2 リットルの地下水を飲用した場合に、人に対して影響を起こさないための基準

\* 2 土壌含有量基準とは、70 年間、1 日 100mg（大人の場合、子ども（6 歳以下）は 200mg）の土壌を直接摂取した場合に、人に対して影響を起こさないための基準

## 土壌汚染深度調査（2か所）の結果と今後の対応について

### 1 深度調査について

#### (1) 調査結果

土壌汚染深度調査（2本）を実施（今年度執行した地質調査業務に追加（変更契約））した結果は、調査結果一覧表のとおりで、深度方向への汚染は、シルト質粘土層（舗装面 G.L からの深さ約 6.5m）まで確認された。

#### (2) 処理が必要な汚染土

完成した新本庁舎の基本設計と上記の調査結果から処理が必要な汚染土は、以下の深度までとなる。

- ア 庁舎棟基礎部分（B4-5、B7-8 の○部分） 深さ 4 m 程度
- イ 市民交流棟棟及び立体駐車場棟基礎部分 深さ 1 m 程度
- ウ 敷地内歩道設置部分 深さ 30cm 程度

### 2 今後の方針

#### (1) 深度調査の扱い

上記 1 (1)、(2)により、土壌汚染対策が必要な汚染土量の上限がほぼ判明するため、完了した 2 か所で深度調査は終了したい。

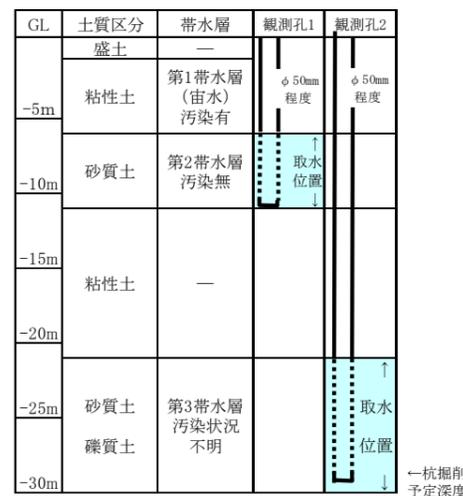
#### (2) 処理方法の検討

敷地内で不溶化（砒素が溶け出さない処理）して再利用するのか、専門の処理施設へ搬出するのは、実施設計の中で経費や作業工程を比較検討し、結論を出したい。

#### (3) 観測井の設置について

土壌汚染対策法では、土壌汚染に起因する地下水汚染の状況を的確に把握するため、敷地内に観測井を設け、地下水位の変化と施工による汚染の拡散がないかを施工前から施工完了後 2 年まで、定期的に地下水を採取し、把握する必要がある。

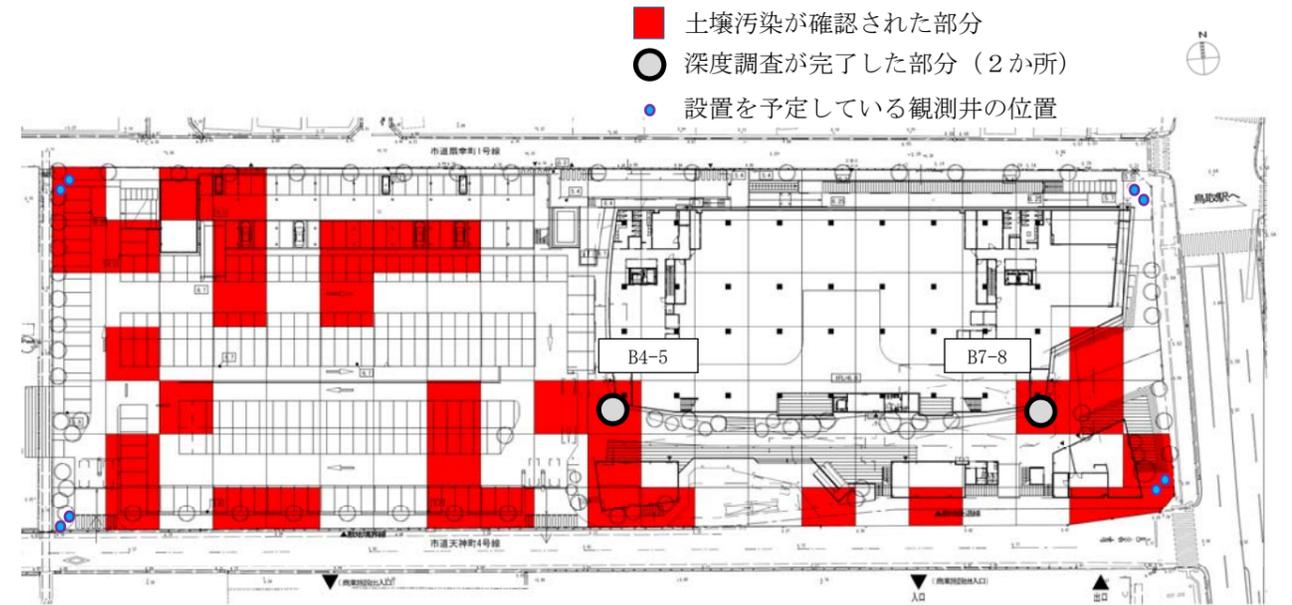
また、観測井は、地下水流向を確認する期間が短いため、敷地の 4 隅にそれぞれ設け、観測の対象となる帯水層が 2 つの深度にあるため、2 本を 1 組として設けることから、合計 8 本とします。



観測井取水位置図

### 3 予算の対応について

観測井設置経費については未計上であるが、地質調査費の予算残（当初計上）と土壌汚染の深度調査業務の予算残（6月補正計上）の合計 8,849 千円を活用して、早急に設置させていただきたい。



建物と土壌汚染の位置関係

項目 採取深度	砒素及びその化合物 (mg/L)		地質
	B4-5 溶出量	B7-8 溶出量	
G. L-0.5~1.0m	0.001	(0.024)	コンクリート
G. L-1.5m	(0.013)	0.013	シルト質粘土
G. L-2.5m	0.018	0.010	
G. L-3.5m	0.006	0.012	
G. L-4.5m	0.008	0.025	
G. L-5.5m	0.024	0.030	
G. L-6.5m	0.013	0.069	砂質土
G. L-7.5m	0.004	0.006	
G. L-8.5m	0.007	0.007	
G. L-9.5m	0.008	0.003	
G. L-10.5m	<0.001	<0.001	

溶出量基準(0.010mg/L以下)を超過  
 ( )内は前回調査済みの部分

調査結果一覧表